

「ほくでんの電気 お友達紹介プログラム（北海道・首都圏）」実施規約

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）が実施する「ほくでんの電気 お友達紹介プログラム（北海道・首都圏）」（以下「当企画」といいます）について、実施規約（以下「本規約」といいます）を以下のとおり定めます。

1. 対象となるお客さま

- 当企画は、2026年8月8日から2026年12月18日までの期間において、紹介者が被紹介者へ当社を紹介し、且つ、紹介者および被紹介者が以下の各号をすべて満たした場合を対象とします。

（1）紹介者

当企画への参加受付時点で、以下の対象となる電気料金プランで当社と電気需給契約を締結しているお客さまであること。

＜対象となる電気料金プラン＞エネとくポイントプラン／エネとくSプラン／エネとくMプラン／エネとくLプラン／エネとくシーズンプラス／エネとくスマート life プラン／ふらっとソーラープラン／エネとくスマートプラン／We b・e プラス／北海道ベーシックプラン

（2）被紹介者

紹介者からの紹介を受け、当社へ新たに需給契約を申し込みいただき、且つ、以下の対象となる電気料金プランで2027年2月28日までにご契約を開始いただくこと。なお、既に当社と電気需給契約を締結しているお客さまが対象となる電気料金プランへ変更した場合は、当企画の対象外とします。

＜対象となる電気料金プラン＞エネとくポイントプラン／エネとくSプラン／エネとくMプラン／エネとくLプラン／エネとくシーズンプラス／エネとくスマート life プラン／ふらっとソーラープラン／エネとくスマートプラン／北海道ベーシックプラン

- （3）北海道エリアでご契約する紹介者および被紹介者は、当社We bサービス「ほくでんエネモール」（以下「エネモール」といいます）に会員登録しており、且つ、2027年3月31日までに「ほくでんエネモール利用規約」の第2章に定めるポイントサービスの対象会員になっていること。

2. 受付方法

- 原則、当社から紹介者へご案内する当社指定の申し込みフォームのご回答を以って、当企画の受付を完了します。
- 被紹介者は、当社指定の申し込みフォームにて、当社から紹介者へ別途お知らせする「プロモーションコード」をご入力の上、ご契約を申し込みいただきます。

3. 実施概要・注意事項

- 当企画は、北海道・首都圏いずれのエリア間でも相互にご紹介いただくことができます。
- 北海道エリアで当社にご契約の紹介者・被紹介者にはエネモールで使える「エネモポイント（2,000ポイント）」を、首都圏で当社にご契約の紹介者・被紹介者には「Amazonギフトカード（2,000円分）」を賞品として進呈します。
- 紹介者による有効な紹介が複数成立した場合、紹介成立3回達成時に、紹介者へ追加賞品（1,100円相当）を進呈します。
- 紹介者としての当企画の適用は、1契約につき3回限りとします。
- 被紹介者としての当企画の適用は、1契約につき1回限りとします。
- 賞品は、紹介者および被紹介者の双方について、当企画の適用対象となる電気需給契約（以下「対象契約」といいます。）の開始を確認した後、紹介者または被紹介者のいずれか遅い需給開始日を起算として、3か月後までを目途に進

呈します。

- 賞品受領の権利、および賞品を第三者へ譲渡することはできません。
- 当社が賞品を進呈するまでの間に、紹介者または被紹介者の対象契約が解約された場合、または解約に関する当社の手続きが完了している場合は、紹介者・被紹介者ともに賞品受領の権利を失うものとします。
- 不正な紹介行為（虚偽の情報提供、自己紹介等）が判明した場合、当社は賞品を進呈を取り消す権利を有します。既に進呈した賞品についても、回収または相当額の請求を行う場合があります。

4. 精算金

- 当社は、紹介者または被紹介者への特典が「エネモポイント」以外の場合において、対象契約のご使用開始後1年間で、提供した賞品の金額（他のキャンペーン等を併用された際は、他のキャンペーン等で提供した賞品との合計金額とします）が、電気料金の合計請求金額の20%を超過している場合、その超過分相当額を精算金として申し受けます。
- ただし、紹介者または被紹介者の止むを得ない理由（転居等）により、対象契約の継続が不可能となる場合を除きます。

5. 本規約の変更

- 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、本規約を変更する場合があります。

以 上